



気がゆるみがちなこの時期は特に要注意！

職場の「転倒災害」防止対策

◆「転倒災害」への対策は職場の重要課題

「すべる」「つまづく」「踏み外す」…職場の転倒災害が、いま大きな問題となっています。

「ころぶ」というと、たいしたことはないものと軽視されがちですが、そんなことはありません。

休業4日以上¹の転倒災害は、例年、全労働災害の約20%を占めています。特に高齢者は、加齢により身体強度や運動機能が低下するため転倒しやすくなりますが、重症化することも多く、休業日数が長くなる傾向も見られますので、労働力人口の一層の高齢化が見込まれる中、事業場における転倒災害防止対策の徹底が求められています。



◆転倒災害防止のための対策

転倒災害は、どのような職場でも発生する可能性があります。その危険性は、問題意識を持って原因を見つけ、対策をとることで減らすことができます。

災害が多発している場所や環境、行動に着目して原因を洗い出し、順次、対策を講じていきましょう。

【滑らないための対策例】

- ・水や油、粉類などをこぼした場合はすぐに掃除する。
- ・すべりにくさを考えて作業靴を選ぶ。

【躓かないための対策例】

- ・通路、階段、出入口に物を放置しない。
- ・段差のある箇所には注意を促す標識をつける。
- ・足元が見えにくい箇所は十分な明るさを確保する。



【「踏み外さない」ための対策例】

- ・足元が見えないほど荷物を持ち過ぎない（大きな荷物は台車で運ぶ）。

◆不注意からの災害発生を防ぐために

特に今の時期は、気もゆるみがちで、ちょっとした不注意での転倒事故も発生しやすくなります。

事業場内の安全について改めて意識付けを行うとともに、必要な対策について安全委員会等で検討するなど、リスクの回避に努めま



※今月より、Harmony 通信のフォントサイズを変更しました。

編集後記

風薫る5月となりました。今年の春は、比較的花粉症の症状が軽く、助かったとおっしゃる方のお話をよく聞きます。大型連休中は晴天が続いたので、皆様も存分にお休みを満喫されたのではないのでしょうか。さて、連休明けかと思いき出すのが「五月病」。正式な病名ではありませんが、古くから浸透している単語ですね。日本では4月から新年度がスタートし、新しい環境への期待とやる気に満ちて新生活を始めたものの、思うように環境に適応することが出来ず、うつ病に「似た」症状が5月の連休明けから現れることでこの呼び名が付いたそうです。しかし症状が長引いている時は、うつ病を発症した可能性も考えられますので、その場合は病院での受診をお勧めします。仙台の5月はイベントが沢山ありますね。仙台国際ハーフマラソン、仙台青葉祭りなどなど。上手に気分転換をして過ごしやすいこの季節を楽しみましょう。

TOPIX 兼業について～ご相談が増加しています。

働き方改革の取り組みにも挙がっている＜兼業＞は最近、とてのご相談が増えています。

視点1＞兼業手続、認める基準を定めましょう。

税務、社会保険、雇用保険等の手続上、兼業をしている方の雇用については留意点が多々あります。また、職業選択の自由があるとはいえ、会社として次のような兼業は認めることは困難だと考えられます。きちんとした確認が必要ですね。

1. 情報漏えい等の恐れがあり、会社に不利益を及ぼす恐れのある兼業
2. 業務内容、勤務時間等から、会社の業務に支障をきたす恐れのある兼業
3. 本人の健康に支障をきたす恐れのある兼業
4. その他、会社が客観的に相応しくないと判断する兼業

視点2＞労働基準法38条

(時間計算) 第38条 労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。(2項省略)

32～37条の労働時間と、39条の年次有給休暇という大きな条文に挟まれてあまり話題になることはありませんが、会社で働く前に、例えば朝一番でアルバイトを2時間したら、次の会社の6時間を超えたら法定労働時間外(合計8時間超=割増賃金が必要)になるという趣旨です。会社がその事実を知らなければ、運用もできないのですが、上記各手続を経て、知ることになれば注意が必要です。

※兼業のもう片方が取締役・理事等の役員の場合には、労働時間の適用がありませんので、通算もありません。



お知らせ：業務手順の見直しに伴う

ご連絡用メールアドレスの変更について

社会保険労務士の手続き業務につきまして、今後より一層確実に、迅速に進めるため、5月より事務所内の業務フローの見直しを行うことにいたしました。このことに伴い、事務局に一斉配信されるアドレス、従業員の方への報告専用アドレス等を設定しました。今後順次、送信元アドレスを変更いたしますので、皆様におかれましては、そのままご返信くださいますよう、お願い致します。ご不便なこと等がおありでしたら、どうぞご遠慮なくお知らせください。詳細は同封の別紙をご覧ください。

※個人のメールアドレスは今まで通り変更ありません。

Harmony通信 2017.05

#発行：2017年5月10日

#編集・構成：合同会社Harmony

Harmony司法書士事務所

Harmony社会保険労務士事務所

Harmony行政書士事務所



住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

